

告 示

埼玉県告示第六百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年六月十日

埼玉県知事 大野元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ベルク和光光が丘店

埼玉県和光市白子一丁目二十九番三十八号外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) まちづくりへの協力に関すること

ア 和光市産業振興条例に基づき、市内事業者の役割として、次の事項について積極的な参加に努めること。

イ 地域社会を構成する一員として、和光市が行う「企業市民活動」に積極的に参画すること。

ウ 和光市商工会への加入をご検討いただくとともに、商工会が行う事業等に対して積極的に参加すること。

(2) 農産物に関すること

農業・商業振興及び地産地消の推進等のため、和光市内で生産された農産物を商品として取扱うこと、商品の材料として使用すること及び市内産農産物のPRに努めること。

(3) 騒音に関すること

ア 営業活動に伴い発生する騒音・振動等による周辺地域の生活環境への影響を最小限に抑えること。

イ 騒音規制法・振動規制法に基づく特定施設(室外機や送風機など)に該当するか確認し、該当する場合には届出を行うこと。

ウ 駐車場への出入庫及び資材の搬入等で駐停車する場合は、車両のエンジンを止めるほか、話し声、ラジオの音などが近隣の住民等の迷惑にならないよう配慮すること。

エ 周辺住民等への情報提供や意思の疎通に努め、苦情があつた場合には誠

意を持つて速やかな対応をすること。

(4) 光害に関すること

屋外照明等の設置について、光害を生じることがないよう照明の配置や方向、強さ等に配慮すること。

(5) 廃棄物に関すること

ア 以下の方法で廃棄物の減量及び発生抑制に努めること。

・ 製造・加工・販売などに際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保などに必要な措置を講ずること。

・ 資源ごみの再生利用を促進するために必要な措置を講ずること。

・ 製造・加工・販売などに際して、過剰な包装を自粛し、廃棄物の排出の抑制に配慮した適正な包装の推進を図ること。また包装は、再生利用可能なものを使用し、使用後の包装、容器等の回収を行うこと等により、再生利用を促進すること。

・ 商品の販売にあたって、消費者が簡易な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、購入者が不用とした包装、容器等を返却しようとする場合には回収すること。

イ 事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、一般廃棄物処理計画に従うこと。

(6) 交通（通学）に関すること

ア 子供たちの登下校時の安全確保について

・ 通学時間帯を避けた物資の搬入等について、配慮すること。

イ 生徒指導について

・ 子供たちのいじめや非行等の問題行動や犯罪被害の未然防止等について、学校や教育委員会、警察等関係機関との連携に協力すること。

・ 店舗内及び近隣における子供の見守りや非行・犯罪の未然防止と啓発等、子供たちが安心して過ごすことができる環境づくりを行うこと。

・ いじめや非行等の問題行動を発見した場合や、不審者等子供たちが犯罪に巻き込まれる可能性が想定される事案が発生した場合は、学校や教育委員会、警察等関係機関に対し、情報を提供すること。

ウ 子供たちの教育活動について

・ 学校では、子供たちの力を伸ばすために、社会との連携や協働による「社会に開かれた教育課程」が重要となり、子供たちが、他者と協働して課題を解決したり、キャリア教育の視点から、具体的な体験活動をする機会を設けたいと思っている。そのため、小学校では市内の様子を学

習するためには、様々な施設を訪問する社会科見学や生活科見学を実施したり、中学校で歯職業観を育むために、職業体験学習を実施している。これらの学習に関して、学校からの要望があつた場合、可能な範囲で受け入れを検討すること。

エ 和光市立第五小学校内にあるさつきのこ学童クラブ児童の帰宅路であることから、店舗出入口に交通誘導員の配置を要望する。

(7) 防犯に関すること

和光市防犯計画の「事業者の取組」を遵守すること。

(8) 子育てに関すること

雇用される従業員のための子育て支援施設、内閣府管轄の「企業主導型保育事業」の開設を要望する。

二

縦覧期間

令和四年六月十日から令和四年七月十日まで

三

縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県南西部地域振興センター